

議会運営委員会

日 時 平成 2 6 年 8 月 1 1 日 (月) 午前 1 0 時 ~
場 所 第 3 委員会室

1 平成 2 6 年第 1 回臨時会について

- (1) 招集告示 8 月 1 1 日 (月) 告示第 号
- (2) 開 会 8 月 1 8 日 (月)

2 議案の概要説明

- (1) 概要 別添

3 臨時会議事日程 (案)

- 諸報告 (監査報告、理事者出席要求)
- 第 1 会議録署名議員指名 (竹田議員、中澤議員)
- 第 2 会期決定 (1 日)
- 第 3 報告第 1 号及び第 1 号議案 (提案理由説明 ~ 付託)
- 第 4 報告第 1 号及び第 1 号議案 (委員長報告 ~ 表決)

4 議案審査 (付託先) について

- (1) 報告第 1 号 産業建設常任委員会
- (2) 第 1 号議案 総務文教常任委員会

5 討論通告について

期限 委員会審査終了時点

6 臨時会会議予定

- 本会議** (10 : 00 ~) < 日程第 1 ~ 3 >
常任委員会
議運
- 本会議** < 日程第 4 >

7 決算特別委員会

(1) 委員長 小島副議長、副委員長 立花環境厚生常任委員長

(2) 審査方法 (事務事業評価)

別紙のとおり

8 基本条例の見直しについて

(1) 検討結果の確認

(2) 運用基準の協議

9 その他

事務事業評価【平成26年9月定例会決算審査】

【目的】

決算審査において、実施された事務事業の経済性、効率性、有効性などを議会が議論、評価することで、その結果を今後の事務事業の点検、改善及び予算編成に活かし、より効果のある市民福祉の向上に資する事務事業の実施を目的としています。

【フロー】

評価対象事務事業選定及び調査

→評価対象とする事務事業を各分科会で選定します（3事務事業程度）。対象事業の調査を行い論点を明確にします。

7～8月

各分科会

評価対象事務事業通知

→選定した評価対象事務事業を執行機関に通知します。執行機関において事務事業評価資料を作成されます。

8月末

議会→執行機関

事務事業評価

別紙『事務事業評価』参照

※執行機関から議会への資料提出は9/22頃

→資料に基づき執行機関の説明を受け、事務事業の評価、改善、提案等まで議論を行い合意形成を図ります。

9月 24～29日
(分科会審査期間)

分科会
(日程は各分科会で決定)

評価結果まとめ

→分科会評価を基に委員会として評価結果をまとめます。改善、提案等を附帯決議とする場合には委員会で議決し、本会議に提案します。

9月 30日(火)
10月 3日(金)

委員会議決
本会議議決 (附帯決議の場合)

評価結果送付

→執行機関へ評価結果を送付します。

定例会閉会后

議会→執行機関

改善等対応の報告

→執行機関では提言に対して市政運営の改善、予算編成での反映等を検討し、その結果を予算特別委員会等で議会に報告されます。

当初予算審査時等

執行機関→議会

事務事業評価

日程

各分科会で決定

担当部・事務事業ごとの評価フロー

(担当部入室)

担当部説明

担当部から説明を受けます。
(事務事業評価資料に基づく)



個人評価
・
・
・
質疑・討議

評価の判断材料として、説明に対する質疑を行います。
委員の意見を出し合い、自由に討議を行います。
質疑・討議を行いつつ各委員が個人評価を行います。(個人評価表の記入)



まとめ

個人評価から分科会の評価結果をまとめます。
○評価項目(休止、廃止、継続等)の決定
○評価に至った理由、提案等
※ほぼまとまった段階で、担当部の意見を求めます。

(担当部退室)

平成25年度決算事務事業評価資料(H26.9審査)

一般 会 計					款	項	目	担当課
対象事務事業名							施策概要	〇〇ページ
目的	事業の目的は何か							
手 法 ・ 活 動 実 績	目的達成のために行った手法は何か	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金支給 <input type="checkbox"/> その他()						
	目的達成のために行った活動とその実績は何か							
成 果	目的に対する成果は何か							
コスト	事業に係る経費は	内 訳	金 額	説 明				
		計	0					
	事業に携わった職員数は	0人 ×@7,175,000=		0				
		合 計						0
財 源	上記経費に対する財源(特定財源のみ)は	内 訳	金 額	説 明				
		計	0					
	今後の課題は何か							
課 題 方 向 性	今後の方向性はどうか							

※職員の平均人件費を参考数値として示している

平成25年度決算事務事業評価資料(H26.9審査)

					担当課	議会事務局
一般会計	款	議会費	項	議会費	目	議会費
対象事務事業名	議会だより発行事業				施策概要	〇〇ページ
目的	事業の目的は何か	市民に積極的な情報公開を行い、説明責任を果たすこと。 透明性を高め、市民に開かれた議会とすること。 それらにより、市民の議会や市政への関心が高まり、市民の市政参加が進むこと。 (議会基本条例第3条議会の活動原則、第16条議会広報の充実)				
手法・活動実績	目的達成のために行った手法は何か	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金支給 <input type="checkbox"/> その他()				
	目的達成のために行った活動とその実績は何か	・広報広聴特別委員会で編集。(各号、委員会を約2回開催、作業部会複数回開催) ・議会だよりの発行、全戸配布及び主要公共施設への配置。(年4回、各号約31,750部発行) ・議会報告会資料として活用。(23会場開催)				
成果	目的に対する成果は何か	市民の議会や市政への関心が高まり、市民の市政参加が進むこと。 ・内容の充実度「議会の活動が伝わってくる」59.1%(議会報告会アンケート平均値) ・本会議傍聴者数392人、インターネット中継年間アクセス数ライブ5,672件、録画13,401件、議会報告会参加者数337人				
コスト	事業に係る経費は	内訳	金額	説明		
		1部当たり13,545円、127,000部発行	1,720,214	需用費(印刷製本費)、表裏、4、5、8、9頁カラー、その他1色、全16頁		
		計	1,720,214	3月号31,900部、6月号31,700部、9月号31,800部、12月号31,600部		
	事業に携わった職員数は	0.25人 × @7,175,000=	1,793,750			
		※			合計	3,513,964
財源	上記経費に対する財源(特定財源のみ)は	内訳	金額	説明		
		一般財源のみ				
		計	0			
課題・方向性	今後の課題は何か	議会だよりに対する市民ニーズを把握し、掲載内容の充実に努め、より多くの市民に読んでいただくこと。 如何にして物事が決定されていくのか、その審議状況をよりわかりやすく伝えていくこと。				
	今後の方向性はどうか	議会だよりは、編集委員会、広報広聴特別委員会、広報広聴会議と編集組織を充実発展させる中で、議員自らが主体的に編集に携わっている。議会活動を市民に伝えることはもとより、議会が自らの活動を再認識する大きなツールとらえている。今後も、課題を解決しながら、目的達成に向けて引き続き、議会だよりを発行する。				

第1章 総則（第1条・第2条）

<p>(議会の役割)</p> <p>第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負う。</p> <p>2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。</p>	
検討事項	<p>市の意思決定機関の前提として、議会は、議案等の審議・審査を行い、最終的に市の意思決定を行う合議制の議事機関である。</p>
検討結果	<p>意思決定は「議決の責任を負う」ことにつながるものであり、その前提となる議会の審議過程の特性を強調するため、「議事機関」とする。</p> <p>改正案：「市の意思決定を行う議事機関」</p>

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条 - 第5条）

<p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。</p> <p>(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。</p> <p>(4) 市政への市民参加を推進すること。</p> <p>(5) 市民及び議員が交流及び意見を交換し、並びに市長等及び議員が対論する場となるよう努めること。</p>	
検討事項	<p>第5号「市長等及び議員が対論する場」がわかりにくい。また、議員は、市長等と対論するばかりではない。議会の活動原則として、市民意見を反映し、市長等との議論を通じて、より良い政策・施策の実現につなげることを趣旨としてはどうか。</p>
検討結果	<p>二元代表制のもとの「対論」であり、一般的な議論とは区別した表現である。議会は市民意見を反映し、市長等との対論を通じて、より良い施策等の実現につなげることを趣旨として改正を行う。</p> <p>改正案：(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じてより良い政策・施策の実現に努めること。</p>

<p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p>	
検討事項	<p>「活動する」趣旨を明確にするためにも、会派の果たすべき役割を明記すべき。</p> <p>会派の果たすべき役割（例）</p> <p>議員の活動（第4条に規定する活動）の支援すること。</p> <p>議会の政策形成（政策立案及び審議・審査等）に資するための調査研究</p> <p>会派間の調整（合意形成）に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ること</p>
検討結果	<p>会派制の中で、特段問題は生じておらず、各会派の趣旨により活動しているので、それを固定化するような改正を現時点で行う必要はない。ただし会派の活動の指標として、会派の果たすべき役割上記3点を運用基準に盛り込むこととする。</p> <p>条例改正は行わず、運用基準で規定する。</p>

運用基準

第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）

<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第6条 議会は、会議を原則公開とする。</p> <p>2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、<u>これら提言者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</u></p>	
検討事項	<p>第4項、提言者の趣旨説明は希望者のみとしている。費用弁償等の問題から、希望者に参考人制度は適当ではなく、委員会協議会で運用している。</p> <p>市民参加・連携に関する規定として、「<u>市民意見を把握して議会活動に反映させるための場</u>」をもつことを補完してはどうか。</p>
検討結果	<p>第4項、請願等提出者の意見聴取に関しては、提出者が希望する場合にその機会を設けることを趣旨として改正を行う。（参考人によらず委員会で実施する根拠として）</p> <p>第5項、広聴活動に関する規定として追加し、市民意見の聴取、市民参加機会の充実を図ることを趣旨として、本条を補完する。</p> <p>その具体的方策として、関連する次条の改正を行う。</p> <p>改正案：</p> <p>4（略）、<u>提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。</u></p> <p>5 <u>議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。</u></p> <div style="text-align: right; border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">運用基準</div>

<p>(議会報告会)</p> <p>第7条 議会は、<u>市民参加及び市民との連携を高める方策として、市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会審議の経過等を説明するとともに、市政全般にわたり、市民と自由に情報及び意見を交換するものとする。</u></p>	
検討事項	<p>第6条に基づく議会の説明責任を果たす方策としての議会報告会は、参加者との意見交換を重視した傾向にある。また、テーマ別の意見交換会（わがまちトーク）の開催など、<u>議会報告会としての枠組みを超えた多様な取り組み</u>を行っている。</p>
検討結果	<p>第6条の見直しを踏まえ、その方策として、議会報告会はより柔軟な運用がとれるよう改正し、その他意見交換の場を多様に設けることを新たに規定する。</p> <p>改正案：</p> <p><u>(議会報告会等)</u></p> <p><u>議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。</u></p> <p>2 <u>議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。</u></p> <div style="text-align: right; border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">運用基準</div>

第4章 議会と市長等の関係（第8条 - 第10条の2）

<p>(議員と市長等の関係)</p> <p>第8条 議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。</p> <p>(1) 議員は、本会議における<u>一般質問を、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするため、一括又は一問一答の方法により行うことができる。</u></p> <p>(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。(平23条例12・一部改正)</p>	
検討事項	<p>一般質問の根拠は会議規則にあり、<u>その方法も本来ならば会議規則で定めるべき。</u>基本条例における趣旨は、<u>市政の課題の論点等を明確にするために一般質問を行うこと</u>であり、一問一答式を条例で明示する場合は、その導入の経過を踏まえ、市民にわかりやすく、質問・質疑の論点明確化のために行うものとして規定すべき。会議規則では、質疑・質問は、同一議題に対し3回までとしており、特に議長の許可を得たときはこの限りでないとの例外規定に基づき、<u>一問一答を運用している。</u>(条例で定める内容が、会議規則では例外となっており、運用とも整合していない。)</p>
検討結果	<p>一問一答の方法にこだわるものではない。一般質問の目的をより明確にするため、条文の改正を行う。一般質問の方法は、会議規則で規定するものとする。</p> <p>改正案：</p> <p>(1) 議員は、本会議における<u>一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。</u></p> <p>会議規則の改正（一般質問の方法・質疑回数適用除外）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">運用基準</div>

第5章 議会の機能の強化（第11条・第12条） 検討項目なし

第6章 議会の運営（第13条 - 第18条）

<p>(議員間の自由討議)</p> <p>第14条 議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。</p> <p>2 議員は、議会の運営及び<u>議案等の審議又は審査において、議員相互の自由な討議により議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。</u></p> <p>3 議員は、議員相互の<u>自由な討議</u>により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。</p>	
検討事項	<p>会議規則上、議案等の審査順序に自由討議は規定されておらず、委員会における動議により実施している。本会議における議案等の審議、意思決定にあたって、自由討議の設定は困難であることから、めざすべき方向としての努力規定に見直すべき。見出しの「自由討議」に対し、「自由な議論」「自由な討議」と表現があいまい。</p>
検討結果	<p>今後、審査順序に設定していけるよう、自由討議の充実・定着を図る方向性を持ち、改正案のとおり改正を行う。</p> <p>改正案：</p> <p>2 議員は、議会の運営及び<u>議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。</u></p> <p>3 議員は、<u>議員相互間の自由討議</u>により合意形成し、（略）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">運用基準</div>

<p>(委員会の活動)</p> <p>第 15 条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、<u>議案等の審査</u>を行わなければならない。</p> <p>2 <u>委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明する場を設けることができる。</u></p>	
検討事項	<p>第 1 項、委員会の活動には、議案審査のほか、<u>所管事項の調査</u>という役割がある。常任委員会の他、議会運営委員会や特別委員会も同様であることから盛り込むべき。</p> <p>第 2 項、要請に応じて審査の経過等を説明する場のみでなく、委員会の自主的な活動により、<u>市民や関係団体等との意見交換等、多様な場が想定される。</u>第 6・7 条関係の見直しを踏まえ、本条でそれらを含め規定する必要があるか検討を要する。</p>
検討結果	<p>常任委員会は、その部門に属する事務調査を月例等により充実している。議運は諮問事項の調査、特別委員会も付議事件の調査を行うことを前提としていることから、委員会の責務として「<u>所管事項に関する事務の調査</u>」を加えるよう改正する。</p> <p>第 3 章（市民と議会の関係）における市民参加・連携に関する各規定の見直しは、本条第 2 項に係る趣旨を包括しており、あえて本条で規定化する必要はない。</p> <p>改正案： 第 1 項：<u>議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査</u> 第 2 項：<u>削除</u></p> <div style="text-align: right; border: 1px solid blue; padding: 2px; color: red; font-weight: bold;">運用基準</div>

<p>(議会広報の充実)</p> <p>第 16 条 <u>議会は、議案審議の結果等を、多様な媒体を用いて市民へ提供しなければならない。</u></p> <p>2 <u>議会は、会議の傍聴者への資料の提供等を行い、市民の傍聴意欲を高める運営に努めるものとする。</u></p>	
検討事項	<p>第 6 条の見直し（広聴の充実）に関連して検討を要する。また、<u>SNS 等の活用</u>をはじめ、具体的な取り組みにおいては、<u>広報広聴一体の効果</u>を重視している。</p> <p>本条第 2 項の規定は、透明で市民に開かれた議会運営、市民参加及び市民との連携に関連する条項において、規定整備を検討してはどうか。</p>
検討結果	<p>第 1 項の趣旨に関して、これまでの取り組みでは、わかりやすい広報、議会報告会・わがまちトーク等の直接的な手段、新たな情報共有手段として SNS の活用等、<u>広報広聴一体の効果</u>をめざしている。その目的は、広く市民に向けて、議会や市政に対する関心を高めることにある。その観点から、<u>効果的な広報広聴活動に努めること</u>を趣旨として第 1 項の改正を行う。</p> <p>第 2 項の規定は、本条の趣旨として規定するよりも、透明で市民に開かれた議会運営（第 3 条第 1 項）又は市民参加及び市民との連携（第 6 条）の運用として整理する。</p> <p>改正案： <u>(広報広聴の充実)</u> <u>議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。</u> 第 2 項：<u>削除</u></p>

(議会事務局)	
第 18 条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	
検討事項	議長の任免権等による法務職員の配置や専門性を高めるための措置を想定した議長の努力規定であるが、議会の組織体制に関する規定として、政策形成のほか議会運営全般の機能向上を図るため、事務局の機能強化に議会全体で取り組む趣旨に見直してはどうか。
検討結果	事務局の業務は法務機能の充実だけではなく、議会を円滑、効率的に運営していくためのサポート機能を有している。議長の任免権は当然のこととして、議長だけにその努力義務を課すものではなく、議会の意思として、議員・職員相互に合意しながら議会機能の充実強化をめざす方向性を示すことを趣旨として改正を行う。また、「議員の政策形成及び立案」を「議会の政策形成」とし、立案から意思決定までの過程を包括した表現とする。 改正案： 議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

第 7 章 議員の政治倫理及び待遇等（第 19 条 - 第 22 条） 検討項目なし

第 8 章 最高規範性と見直し手続（第 23 条・第 24 条）

(見直し手続)	
第 24 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、及び必要があると認めるときは、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。	
2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講じるものとする。	
3 この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由を説明しなければならない。	
検討事項	見直しの時期として、任期開始後の時期が適当であるのか検討すべきである。 条例目的が達成されているかどうか、手続きとしてはまず「検証」し、その結果を受けて条例見直しを「検討」することとして、定期的な検証の機会を設けるのか、不断に検証する中で必要があれば見直しを検討するものとするのか確認が必要である。 第 3 項の改正理由説明は敢えて規定する必要があるのか検討すべき。
検討結果	任期開始直後は、まず条例の目的等を共有する場として機会をもつべきである。条例の目的達成を検証する機会としては制度的にもつべきことから、それを明確化しておく必要がある。運用でその実施時期を設定できるよう「定期的」に検証するものとし、必要がある場合には条例の見直しを行うこととする。また、提案理由説明は必要により判断するものとして規定化は不要と判断し、所要の改正を行う。 改正案：（条例の検証及び見直し） 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 第 2 項及び第 3 項：削除

運用基準

その他（新規検討項目）

附帯決議、請願等、議会の政策提言に関する規定	
検討事項	<p>議会の政策提言に関して、<u>議会意思の実現に向けた積極的な取り組み、また、議会の監視機能の強化を図る観点から以下の規定整備を検討する。</u></p> <p>議会の政策提言のうち、附帯決議は、議案議決にあたり付随して意見、要望を行うため、本会議の議決対象に取り扱っている。附帯決議を含む決議は、事実上の意思表示であり、<u>法的効果を持たないことから、市長等との信頼関係（議会の意思決定への尊重）を前提として、その事後の対応等の報告を求める。</u></p> <p>請願・陳情に関しては、第6条第4項で政策提言と位置付けている。</p> <p>請願は、自治法第125条により、市長等に対して処理の経過、結果の報告を求めることができることとされていることから、当該規定に基づき、請願に対しては、決議と同様に原則としてその報告を求めるものとする。</p>
検討結果	<p>議会の意思決定に当たり、<u>議会側の責任も重いという認識をもった上で慎重に審議、議決していかなければならない。</u></p> <p>議会と市長との関係においても、より緊張感を高めて取り組む姿勢に資するものとして、本規定を追加する。</p> <p>改正案： <u>第10条の3（決議等への対応）</u> <u>議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。</u></p>

議会基本条例運用基準：検討資料

現行規定	改正事項
<p>1 趣旨 亀岡市議会基本条例運用基準は、亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものである。</p>	
	<p>【追加】 会派の果たすべき役割（案） 条例第5条第2項に規定する会派の活動においては、次の各号に掲げる役割を果たすものとする。 議員の活動（条例第4条に規定する活動）を支援すること。 議会の政策形成（政策立案及び審議・審査等）に資するための調査研究に努めること。 必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ること。</p>
<p>2 会議の原則公開 条例第6条第1項に規定する原則公開とする会議は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、広報広聴会議とする。</p>	<p>【条例改正なし】</p>
<p>3 請願者及び陳情者の意見聴取機会の担保 条例第6条第4項の規定による請願者及び陳情者の意見聴取については、次の各号に定めるところによる。 請願については、請願者から趣旨説明等の希望がある場合に付託委員会における審査時において、委員会の決定により委員会を休憩し委員会協議会を開催して意見を陳述する機会を設ける。 陳情については前号の規定を準用する。 ——請願者等が委員会内で発言できるよう、参考人制度等の活用を研究することとする。（H25.3.11 削除）</p>	<p>【希望者の意見陳述：検討】 運用：委員会協議会 委員会（公開） <ルール化> ・申し出手段（書面） ・人数・陳述時間の制限 ・意見陳述の記録及び氏名の公開 ・秩序保持に関する事項等</p>
<p>4 議会報告会 条例第7条に規定する議会報告会については、別に要綱を定めて運営する。 [議会報告会実施要綱（例）] （略）</p>	<p>【運営上の取り扱い：検討】 議会報告会 その他の意見交換会 実施要綱整備の可否</p>
<p>5 反問 条例第8条第2号の規定による反問を行える者は、本会議及び委員会等への出席説明の者であり、議員の質問又は質疑に対して、議論を深めることを目的に、議員の考え方や対案の提示等を求めることができる。 反問を行おうとする者は、議長又は委員長に反問である旨を発言し行う。本会議の一般質問における反問に答えるための議員の発言は、議員の質問時間として算入しない。質問回数としてもカウントしない。</p>	<p>【一般質問の取り扱い：検討】 一括又は一問一答の選択 根拠として会議規則で規定する。 （運用は現申し合わせのとおり）</p>

<p>6 予算決算説明資料 条例第9条第2項に規定する予算及び決算審議における説明資料は、予算は「一般会計当初予算(案)施策の概要」とし、決算は「決算に関する主要施策報告書」とする。</p>	<p>【条例改正なし】</p>
<p>7 議会の政策評価 条例第10条に規定する議会の政策評価は、事務事業評価を発展させ対応することとする。</p>	<p>【条例改正なし】</p>
<p>8 議決事項の拡大 条例第11条に規定する議決事項の拡大は、「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例(平成22年亀岡市条例第17号)」に定めるところによる。 議決対象を拡大するときは、理事者と協議し十分な準備期間を与えるものとする。</p>	<p>【条例改正なし】</p>
<p>8の2 閉会中の文書質問 条例第10条の2に規定する閉会中の文書による質問は、次の各号に定めるところによる。 (1)質問者は一般質問と同じ。 (2)閉会日の翌日から、次定例会の開会日の2週間前までの間に実施 (3)各閉会期間中、1議員1回1項目(一般質問通告書の質問事項単位)のみ質問できる。 (4)質問の範囲は一般質問と同じ。 (5)一般質問通告書に準ずる様式を用いて質問者が議長に提出。議長が適当と認めたものを市長に送付する。 (6)回答期限は2週間を基本とする。内容により延長可能、議長が決定する。 (7)質問及び回答の写しを議会図書室、HP及び情報コーナーで公開する。質問文書及び回答文書をその都度各議員に配付する。 (8)運用基準等に定めるもの以外、議長が決定する。 (9)議長において質問を認めない可能性があるものは次のとおり 職員体制等の不足により調査回答が困難なもの 議会内部に関すること、議会において決定したこと</p>	<p>【条例改正なし】</p>
<p>9 調査機関 条例第12条に規定する調査機関の設置については、議決の後要綱を定めて運営する。</p>	<p>【条例改正なし】</p>
<p>10 議員間の自由討議 条例第14条の規定による議員間の自由討議は、本会議を除く会議において自由討議を設定して行う。</p>	<p>【自由討議の取り扱い検討】 設定の方法 ・委員会において ・申し合わせ129(委員の動議) ・討論の前に行うこと</p>

<p>11 委員会出前講座 <u>条例第 15 条第 2 項に規定する委員会が設ける市民への説明の機会、委員会出前講座とし、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会が所管に応じ対応する。</u></p>	<p>【整理】 条例第 7 条関係で整理</p>
<p>12 広報の充実 <u>条例第 16 条第 1 項に規定する広報の充実</u>は、議会の審議結果等を議会だより、ホームページに掲載するほか、会議録検索システムの公開、本会議インターネット中継（ライブ及びVOD）、委員会インターネット録画配信、庁舎ロビーでの本会議中継等を行うことにより実現するものとする。</p>	<p>【効果的な広報広聴：検討】 情報通信技術を踏まえた多様な方法による広報広聴 市民の関心を高めるための広報広聴</p>
<p>13 傍聴者への資料提供 <u>条例第 16 条第 2 項に規定する傍聴者への資料提供</u>について、本会議傍聴者に対しては議案及び議案説明資料は希望者に閲覧をし、その他資料は個別に提供する。委員会傍聴者に対しては、委員会レジユメ及び説明資料を個別に提供する。ただし、議長又は委員長が提供するにふさわしくないと判断した資料は提供しない。後日、配布資料の支給依頼があれば提供する。ただし、情報コーナーに設置した資料については個別に対応しない。</p>	<p>【整理】 第 6 条第 1 項（会議公開）に基づく運用基準として整理</p>
<p>14 議員研修 条例第 17 条に規定する議員研修は、議員団の主権により行うものとし、加えて財団法人京都市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加するものとする。</p>	<p>【条例改正なし】</p>
<p>15 政務活動費の公開 条例第 22 条第 2 項に規定する政務活動費の用途の公開は、収支報告書を事務局に備え付け閲覧に供するほか、ホームページに掲載することとする。</p>	<p>【条例改正なし】</p>
<p>16 基本条例の見直し 条例第 24 条第 1 項の規定による条例の検討は、<u>一般選挙後、最初に開かれる全員協議会</u>で行う。 <u>条例の改正にあたっては、市民意見を十分反映させる。</u></p>	<p>【検証の時期：検討】 定期的な検証の時期 協議する場</p>
	<p>【追加】 決議、請願への対応（第 10 条の 3） 決議 請願 会議規則に基づく運用</p>